2　協定債権の弁済
　清算株式会社株式会社ＳＫＭＳ（以下「会社」という。）は、別紙「協定債権者」欄記載の債権者（以下「協定債権者」という。）に対し、本協定の認可決定確定日から１か月以内に、別紙「弁済額」欄記載の金額を、後記４「弁済の方法」に従って弁済する。ただし、本協定の認可決定確定日において、一般の優先権のある債権及び特別清算の手続のために会社に対して生じた債権が存在する場合は、別紙「弁済額」欄記載の金額からこれらの債権額を控除した後の残額を弁済する。
3　協定債権の免除
⑴　開始決定日以後の利息・遅延損害金
　協定債権者は、本協定の認可が確定したときに、開始決定日以後に発生する利息・遅延損害金全額について免除する。
⑵　元本及び開始決定前日までの利息・遅延損害金
　協定債権者は、前記２「協定債権の弁済」記載の弁済金全額につき支払を受けたときは、協定債権額から弁済額及び上記⑴の金額を控除した残金すべてにつき、免除する。
4　弁済の方法
⑴　本協定に基づく弁済は、協定債権者が文書にて指定する金融機関の預金口座に振り込む方法により行う。振込に要する費用は、協定債権者の負担とする。
⑵　会社は、本協定に基づく弁済期日の１週間前までに、協定債権者から指定預金口座の通知がない場合、当該協定債権者については弁済の受領を拒絶したものとして、弁済金の支払いにつき東京法務局に民法494条に基づく弁済供託をすることができる。
5　残余財産の換価・追加弁済
⑴　清算人は、会社において新たな財産が発見されたときは、速やかにこれを換価の上、協定債権者に対し、換価金額から必要な費用を控除した残額を、前記２の弁済後の協定債権額の割合に応じて支払う。
⑵　前項の場合、協定債権者が前記３の規定により行った残債権の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失う。
（別紙省略）
以上
東京地方裁判所民事第８部

監督命令

平成２９年（再）第１号
高知県吾川郡いの町勝賀瀬780番地２
再生債務者　高知酒造株式会社
1　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
2　監督委員　高知市南万々69番地24　松岡章雄法律事務所　弁護士　松岡　章雄
　監督委員　高知市上町１丁目４番32号　中平ビル東館２階　中川嶺法律事務所　弁護士　中川　嶺
平成29年12月19日　高知地方裁判所民事部

再生手続開始

平成２９年（再）第４号
北海道小樽市築港11番５号
再生債務者　株式会社小樽ベイシティ開発
代表者代表取締役　橋本　茂樹
1　決定年月日時　平成29年12月19日午後１時
2　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成30年１月16日まで
4　再生債権の一般調査期間　平成30年２月20日から平成30年３月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

決議に付する決定及び債権者集会招集

平成２９年（再）第１号
茨城県日立市河原子町２丁目６番11号
再生債務者　株式会社大友製作所
1　決議に付する計画案　平成29年11月17日付け再生債務者提出の再生計画案
2　議決権行使の方法　債権者集会における行使又は書面投票による行使のうち議決権者が選択するもの
3　債権者集会
⑴　期日　平成30年２月21日午後１時10分
⑵　会議の目的　再生計画案の決議
4　書面投票期間　平成30年２月14日まで
平成29年12月19日　水戸地方裁判所民事部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２９年（再イ）第７１号
静岡県榛原郡吉田町神戸3019番地
再生債務者　益田　由弘
1　決定年月日時　平成29年12月20日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成30年１月10日まで
4　一般異議申述期間　平成30年１月19日から平成30年１月31日まで
静岡地方裁判所民事第２部

平成２９年（再イ）第３１６号
北海道江別市豊幌はみんぐ町21番地の12
再生債務者　長　将行
1　決定年月日時　平成29年12月21日午後１時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成30年１月11日まで
4　一般異議申述期間　平成30年１月25日から平成30年２月１日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（再イ）第３３４号
札幌市東区伏古11条４丁目１番13―103号
再生債務者　森　充範
1　決定年月日時　平成29年12月21日午後１時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成30年１月11日まで
4　一般異議申述期間　平成30年１月25日から平成30年２月１日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（再イ）第３３８号
札幌市北区新川４条19丁目５番２号　プランドール新川Ⅱ－６号
再生債務者　木戸口　峻
1　決定年月日時　平成29年12月21日午後１時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成30年１月11日まで
4　一般異議申述期間　平成30年１月25日から平成30年２月１日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（再イ）第１０号
北海道滝川市黄金町東４丁目15番33号
再生債務者　佐々木幸喜
1　決定年月日時　平成29年12月21日午後１時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成30年１月11日まで
4　一般異議申述期間　平成30年１月25日から平成30年２月１日まで
札幌地方裁判所滝川支部再生係

平成２９年（再イ）第１３号
岐阜県高山市荘川町新渕552番地３
再生債務者　新貝　康貴
1　決定年月日時　平成29年12月21日午前10時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成30年１月11日まで
4　一般異議申述期間　平成30年１月25日から平成30年２月１日まで
岐阜地方裁判所高山支部再生係

平成２９年（再イ）第６９号
静岡市清水区七ツ新屋２丁目５番41号
再生債務者　溝口　史人
1　決定年月日時　平成29年12月21日午後１時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成30年１月11日まで
4　一般異議申述期間　平成30年１月22日から平成30年２月１日まで
静岡地方裁判所民事第２部

平成２９年（再イ）第１４９号
仙台市泉区松森字八沢89番地　スプリング・メゾンＡ102
再生債務者　松田　浩幸
1　決定年月日時　平成29年12月19日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成30年１月16日まで
4　一般異議申述期間　平成30年１月30日から平成30年２月13日まで
仙台地方裁判所第４民事部

平成２９年（再イ）第２１２号
埼玉県志木市本町４丁目７番４号　メゾンパール志木101号
再生債務者　國京　琢也
1　決定年月日時　平成29年12月19日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成30年１月16日まで
4　一般異議申述期間　平成30年１月30日から平成30年２月６日まで
さいたま地方裁判所第３民事部

平成２９年（再イ）第３０号
千葉県東金市大沼田684番地
再生債務者　片岡　登
1　決定年月日時　平成29年12月19日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成30年１月16日まで
4　一般異議申述期間　平成30年１月30日から平成30年２月13日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係